

郡山市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第45号

郡山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

郡山市火入れに関する条例（昭和59年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の対象期間)</p> <p>第5条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>8日</u>以内とする。</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報若しくは暴風警報若しくは暴風特別警報が発表されている間又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令されている間は、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに消火しなければならない。</p> <p>(1) <u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>強風注意報若しくは乾燥注意報又は暴風警報若しくは暴風特別警報が発表された場合</u></p> <p>(3) <u>林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発令された場合</u></p>	<p>(許可の対象期間)</p> <p>第5条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>7日</u>以内とする。</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に<u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。